

「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ
今後の検討の方向性（案）」への意見（再意見募集）

2023年8月15日
一般社団法人新経済連盟

Ⅲ. プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性	
3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割（監視、削除請求権、削除要請等）	
(4) 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化	
(該当箇所)	(御意見)
人格権を侵害する投稿の削除を求める権利は、判例法理によって認められているため、一定の要件の下で、権利侵害情報の送信防止措置を請求する権利を明文化することも考えられるが、被害者が送信防止措置を求めることが可能であると広く認知される等のメリットがある一方、権利の濫用や過度な削除が行われるおそれ等のデメリットも考慮して慎重に検討を行う必要がある。	当連盟からの意見は前回パブリックコメントにおいて既に提出済みであるが、今般の再度のパブリックコメントの趣旨を踏まえ、前回提出意見に加え、本項目についての意見を提出する。 判例法理によって認められた権利を明文化するとの趣旨とされているが、その効果や内容に関する本ワーキンググループ（WG）での議論は十分でないと認識している。 すなわち、明文化する効果として、明文化することで請求権の存在が広く認知されることや、海外事業者の対応の促進が図られること等が挙げられているが、例えばWG構成員から明文化しても認知率が上がるとは期待できない旨の発言があるなど、こうした効果に関する議論は十分になされていないと言いがたい。 また、実務上は、これまで主に人格権侵害に関する請求が認められてきたところ、明文化により人格権以外の権利又は法律上保護される利益についても違法な侵害と評価される場合には対象となり得るとされている。これを前提にするならば、単に判

	<p>例法理を明文化するにとどまらなないと考えられるが、これらの人格権以外の権利侵害の実態や明文化した場合の影響についても、議論が十分になされていない。</p> <p>したがって、送信防止措置請求権の明文化については、引き続き慎重な検討が必要である。</p>
--	---